

不利益処分

処分名	障害児福祉手当の受給資格の喪失
根拠法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 17 条
所管課	福祉政策課

1 処分基準

(1) 処分の内容

下記の場合、障害児福祉手当の受給資格を喪失する。

(2) 処分の要件

ア 障害を支給事由とする年金等を受けられるとき。ただし、その全額につきその支給が停止しているときを除く。

イ 肢体不自由児施設等の福祉施設に入所したとき。

ウ 受給者が 20 歳に到達したとき。